

令和5年第5回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年5月25日(木) 午後4時50分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 島津 博道

6番 谷内 誠一

11番 山本 秀夫

2番 笹川 稔

7番 奥堂 敏春

12番 森谷 正美

(欠 席)

8番 小田原 寛

13番 田上 正男

4番 北濱 陽子

9番 石倉 稔

14番 安 津久人

5番 池端 共栄

10番 谷内 吉夫

15番 田中 喜義

(2) 欠席委員 1名

3番 河内 よし

(3) 出席農地利用最適化推進委員 6名

輪島1番 宇羅 恒一

輪島2番 小谷 泉喜

輪島4番 高 義見

輪島6番 東 一郎

門前4番 森本 巖

門前5番 竹内 毅

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩

事務局員 岡本美由紀

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第20号 非農地証明願承認について

(3) 議案第21号 農用地利用集積計画について

(4) 議案第22号 農地利用最適化推進委員の辞任について

7 報告事項

(1) 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第7号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 16:50 閉会 17:20

議長

開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は14名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第5回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議事録署名委員を指名いたします。
議席番号10番 谷内 吉夫委員及び議席番号11番 山本 秀夫委員の両委員を指名いたします。
議案の提案をいたします。【議案第19号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議案書をもとに朗読】

1番、土地の所在地は[]、登記地目は田、登記面積は370㎡です。譲り受ける人は[]の[]さん、譲り渡す人は[]の[]さんです。売買契約による所有権移転です。現在[]さんが住んでいる家に隣接する農地の所有権移転です。

2番、土地の所在地は[]、登記地目は畑、登記面積は218㎡です。譲り受ける人は[]の[]さん、譲り渡す人は[]の[]さんです。現在[]さんが住んでいる家は、以前に[]さんから購入しており、その家に隣接する農地で、高齢により管理が出来なくなった譲渡人の希望で、贈与契約による所有権移転です。

3番、土地の所在地は[]、登記地目は畑、登記面積は227㎡です。譲り受ける人は[]の[]さん、譲り渡す人は[]の[]さん外2名です。[]さんの自宅から車で約30分の畑

事務局	で、市外ではありますが、農地を所有している■■■さんに譲りたいという譲渡人3名の希望で、親族間の贈与契約による所有者移転です。申請者はいずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。今回、申請があった農地の合計は3筆、田370㎡、畑445㎡、合計815㎡です。以上です。
議長	それでは、申請番号1番について輪島3番 瀬例 敏之委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事務局	事務局より報告します。瀬例委員より問題ないのご意見をいただいております。以上です。
議長	これより質疑を許します。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第19号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第19号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第20号】の非農地証明願承認について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	【議案第20号非農地証明願承認について議案書をもとに朗読】 1番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は畑、登記面積は112㎡、申請者は■■■■■の■■■■■さんとなっておりますが、■■■さんの誤りです。申し訳ありません。先代が平成3年に宅地と隣接する農地をまたいで物置と店舗を建設してしまいました。 2番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は田外2筆、登記面積の合計は494㎡です。申請者は■■■■■の■■■■■さんです。先代がH4.8.26に住宅用地として転用許可を受けて住宅を建てましたが

事務局	<p>登記地目を変更していませんでした。</p> <p>いずれも、農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。今回申請があった農地は4筆、田283㎡、畑323㎡、合計606㎡です。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番について輪島1番宇羅 恒一委員よりご意見願います。</p>
宇羅委員	<p>宇羅です。現地確認を行いまして本人さんにも確認しました。隣の家との間に盛土があったんですが、それを直す時にコンクリートをうって現在もその状態であり、非農地としてやむを得ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について輪島6番東 一朗委員よりご意見願います。</p>
東委員	<p>今週の月曜日に関係者の方と現地確認をしました。本件は平成4年8月に転用許可をうけたもので、写真を見ますと立派な家が建っています。隣接している土地はほとんど住宅地で、他の農地に影響を与えるものではないと思われまますのでご検討ください。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは採決を取ります。</p> <p>【議案第20号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第20号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第21号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、</p>

義 長	説明願います
事 務 局	<p>【議案第 21 号農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】</p> <p>利用権の設定をうける人は■■■■の■■■■さんで利用権を設定する人は■■■■の■■■■さんです。土地の所在地は■■■■を含む5筆の畑で、合計面積は3,671㎡です。畑としての更新設定になります。使用料は無償で、契約期間は令和5年6月1日から令和6年5月31日の1年です。今回の利用権設定の設定面積は畑は3,671㎡となります。以上です。</p>
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	それでは採決を取ります。【議案第 21 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 21 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 22 号】の農業委員会等に関する法律第 23 条の規定による推進委員の辞任について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	<p>【議案第 22 号推進委員の辞任について議案書をもとに朗読】</p> <p>最適化推進委員の山本 正委員から、5月31日をもって一身上の都合により、委員を辞任したい旨の申出がありました。5月1日にご本人より、4月下旬から1週間程度入院していたことと、目に不安があり自動車の運転も控えており、今後の体調も考え辞任したいと連絡がありました。農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。5月18日に辞任届の提出がありましたので、今回は追加議案となりましたことをご了承ください。なお、後任の委員の選任につきましては、7月号広報で7月3日から7月31日までの応募期間をもうけて公募をして、新しい推進委員は早ければ8月</p>

事務局	の総会で決定する予定です。以上です。
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	それでは採決を取ります。【議案第 22 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
義 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 22 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 6 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事務局	【報告第 6 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について議案書をもとに朗読】今回届出があった農地の合計は 223 筆、面積は 田 39,310.18 m ² 、畑 17,054.50 m ² 、合計で 56,364.68 m ² です。以上です。
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	それでは、【報告第 6 号】を終わります。 次に【報告第 7 号】の農地法施行規則該当転用届について、事務局、説明願います
事務局	【報告第 7 号農地法施行規則該当転用届について議案書をもとに朗読】申請番号 1 番から 2 番まで全て借り受け人が [REDACTED] で、転用目的が携帯電話基地局です。合計の筆数が 3 筆です。登記面積は田 936 m ² ですが、実際使用するのは 1 件ごとに 15 m ² です。 1 番、申請地は [REDACTED]、登記地目は田、登記面積は 459 m ² 、貸し出し人は [REDACTED] の [REDACTED] さんです。農用地のため農林水

事務局	<p>産課へ連絡済です。</p> <p>2番、土地の所在地は[REDACTED]、登記地目は田含む2筆、登記面積は477㎡、貸し出し人は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。</p> <p>以上、2件は農地法施行規則第53条第14号の規定により許可不要のため、届出のみとなります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番について議席番号9番 石倉 稔委員よりご意見願います。</p>
石倉委員	<p>本日11時頃に現地確認をしました。写真ではきれいな感じに見えますが、実際は5～6年前から草刈りのみで耕作はされておられません。本在所から500mほど離れたところで、他に影響はございませんので適切かと思えます。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について議席番号8番 小田原 寛委員よりご意見願います。</p>
小田原委員	<p>報告書を簡単に書いて提出しましたが、5月16日に現地確認を行いました。山間部の谷で電波が薄いところで、現地確認を行っているときに地域の方が出てきたので話を聞きました。地域の方は携帯電話の電波が届くということは喜ばしい事なので、ぜひ作ってほしいとのことでした。現地は長年にわたって耕作はしていなくて現状維持の草刈りだけしているので、アンテナが建ったからと言って問題が生じることは無いと思えます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、【報告第7号】を終わります。</p> <p>以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。</p> <p>これにて、第5回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p>

令和 5年 5月 25日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本 雅由紀

輪島市農業委員会会長

岡本 雅由紀

署 名 委 員 10 番

谷内 志夫

署 名 委 員 11 番

山本 秀夫